

## 郵送等による申請に対応します

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、長期優良住宅の認定申請等（認定、変更認定、譲渡人の決定、地位の継承、取りやめ、取下げ、軽微な変更、工事完了報告）について、郵送等による申請に対応します。

### 1. 申請の流れ

#### a. 申請図書等をレターパック等で送付

##### 【送付先】

住 所：〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

宛 名：相模原市都市建設局まちづくり計画部 建築・住まい政策課 耐震推進班

##### 【送付いただく書類】

- ・申請図書一式
- ・認定通知書、副本等の返送用のレターパック等  
(配達状況の確認ができるもので宛先を記入したもの)

- ・納入通知書の送付先と常時連絡が取れる連絡先  
(会社名、担当者名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号)

#### b. 書類が到着したら、手数料の納入通知書を送付します。指定の金融機関（納入通知書裏面に記載）で手数料を納付し、領収書の控えをFAX又はメールでお送りください。確認のため送付した旨をお電話でご連絡下さい。

#### c. 手数料の納付が確認できましたら審査を開始します。不足書類や訂正等については電話でご連絡します。

#### d. 審査終了後、認定通知書と副本等を返送します。

### 2. 注意事項

- ・不足書類や訂正等があれば追加で送付いただく場合があります。
- ・受付日は領収書の控えの到着日（手数料の納付が確認できた営業日）になります。工事着手日前日までに控えをお送りください。
- ・受付日までに工事着手した場合には、受付できません。なお、手数料が不要な場合の受付日は書類の到着日となります。
- ・郵送等によるため、窓口での申請に比べ長い期間を要します。お急ぎの場合は直接窓口にて申請をお願いします。
- ・郵送等による事故については責任を負いかねます。
- ・申請書等は信書になります。信書を取扱うサービスをご利用下さい。

(問い合わせ先) 建築・住まい政策課 耐震推進班

TEL：042-769-8252 FAX：042-757-6859

Email：[kenchikusumai@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:kenchikusumai@city.sagamihara.kanagawa.jp)